

東日本大震災の金融機関及び貸出先への影響

1. 始めに

中小・地域金融機関に対しては、これまでも財務内容の強化等の観点から、公的資金注入や金融機関同士の再編等が注目されてきたが、東日本大震災を踏まえて仙台銀行、七十七銀行及び筑波銀行が「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(金融機能強化法)に基づく公的資金注入の申請を検討していると報道されている。

2. 金融機能強化法

現行の金融機能強化法によれば、公的資金の注入を申請する金融機関は、主務省令で定めるところにより、経営の改善の目標、従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立等を記載した経営強化計画(但し3年を超えないもの)を主務大臣に提出し(同法4条)、主務大臣が法定の要件を具備しているかどうかを検討する(同法5条)仕組みとなっている。

更に、金融相は、被災地の金融機関については、経営強化計画の弾力化や経営目標を下回っても経営責任を追究しない等の特例を盛り込んだ金融機能強化法の改正案の検討を行い、金融機関に被災地の支援のための公的資金の活用を促す意向との報道もなされており、公的資金注入の申請に弾みが付く可能性がある一方で、公的資金注入に消極的な対応も見受けられる。

3. 金融機関同士の再編

もともと金融機能強化法の改正だけで金融機関が直面している状況が改善するとは限らず、今般の震災危機が遠因になって金融機関同士の再編が進む可能性もある。

金融機関同士の再編は、既に幾つか存在するところである。東北地方では①殖産銀行と山形しあわせ銀行の統合(合併)によるきらやか銀行の誕生、②北都銀行と荘内銀行の統合によるフィデアホールディングスの誕生(株式移転)等が存在する。その他の地方でも③もみじ銀行の山口フィナンシャルグループ参画、④ふくおかフィナンシャルグループ

による親和銀行株式の取得、⑤十六銀行による岐阜銀行の株式取得等が存在する。

4. 貸出先企業の支援

また甚大な被害を受けた東北の金融機関の貸出先(被災企業)の再建をどのように進めて行くかという問題がある。

通常であれば単独又は複数の金融機関が貸出先の企業との個別交渉を通じて債務の適正化を図っていくが、今般の場合には被災企業の数が非常に多いため個別に対応していくことが作業量的にも困難であり、公平性の観点からも適当なのかという問題が生じるため、複数の解決策が模索されている。

一つの解決策としては、東北地方の中小企業再生支援協議会等が組織的に活動を行うことが考えられる。また別の解決策としては被災企業宛の債権を公設の受皿会社等に譲渡し、同社の下で、統一性のある債務処理を行うことも想定される。後者の方式を採用し、債権を一定額で買い取る場合には金融機関の損失を軽減しつつ、被災企業の支援を公的資金でダイレクトに行えることになる。しかしながら、この方式を採用した場合には、購入後の債権の放棄・猶予をどのように行うか、個別判断ではかなりの負担を受皿会社に負わせることになるし、定型的判断では被災企業の実情にそぐわない判断になりかねないため、その点のバランスに注意が必要である。

また被災企業の多くは、事業用資産の全部又は一部が損壊していることから、過去の債務処理のみならず、新規の融資を受ける必要があるが、金融機関としては過去債務を負っている企業に新規の融資を迅速に行えるか等の問題も存在する。

5. 小 括

被災地の企業も、損壊の少ない資産等を活用して(場合によっては同業者間のシェアもありうるようである)事業の再開に乗り出しているようである。こうした中、地域金融機関が、復興資金をいかにして提供し、再生支援を行っていくものか、今後の動向が注目される。

本ニューズレターの執筆者



しばはら まさひろ
柴原 多

パートナー
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)